

岩手県告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 岩手郡岩手町大字川口第32地割2の2（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 岩手郡岩手町大字川口第34地割88の2（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - （3） 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び岩手町役場に備えておいて縦覧に供する。